独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の平成21年度の業務実績の評価結果 (案)

平成22年8月20日厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成21年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「施設整理機構」という。)は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」という。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に新たに発足した独立行政法人である。

今年度の施設整理機構の業務実績の評価は、平成17年10月に厚生労働 大臣が定めた中期目標(平成17年度~22年度)の第5年度(平成21年 4月~22年3月)の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。)や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成21年12月9日同委員会。以下「2次意見」という。)等も踏まえ、評価を実施した。

施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、 平成22年9月までの5年間に、全ての年金福祉施設等を譲渡又は廃止する ことを使命とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を 譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命(ミッション)を与 えられている。

したがって、施設整理機構の評価に当たっては、

- ・ 中期目標期間の最終の事業年度(平成22年度)までに、全ての出資対 象施設の譲渡又は廃止をする
- ・ 各年度にあっては、年度計画に定める譲渡予定対象施設の譲渡又は廃止 をする
- ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定する

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮及び地方公共団体との協議など、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価を実施することとした。

また、施設整理機構の設置目的を達成するに当たって、トップマネジメント機能が有効に発揮されたかについても評価した。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

平成21年度における譲渡業務の実績は、落札ベースで58施設124物件約814億円の売却額であり、計画比372億円のプラス、出資価格対比では99.8%の実績となっている。発足以来の実績は売却額2,144億円で、出資価格対比238億円のプラス、112.5%となっており、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保している。平成21年度の売却実績が出資価格対比で100%をわずかに下回っているが、平成20年に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷するなかにあっての市場環境を考慮すればこの数値を確保すること自体、大いに評価できるものと言える。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のための取組を更に強化した結果の成果と認められ、大いに評価できる。

また、施設の事業継続については、前述のように事業価値、不動産調査の詳細及び買受希望者のマーケティング活動等の結果、施設譲渡時に事業を行っていた256施設のうち74%にあたる189施設について事業が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続への取組みの成果は極めて大きいものと評価できる。

施設従業員の雇用についても、施設の事業継続を積極的に図ることにより、 施設譲渡時に従業員がいた施設で雇用交渉が終了した244施設のうち7 3%にあたる178施設において雇用の継続が図られており、引き続き高い 実績を上げている。

一方、譲渡業務を行うための経費については、必要最小限の経費の執行に 努めたことや積極的な事業継続による譲渡を進めるなど、最適な販売形態に 向けた工夫・努力を行うとともに、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行 を徹底した結果、予算に対して9,411百万円、平成17年度比で26% (通常経費では36%)の節減が図られたことは大いに評価できる。 これらを踏まえると、第5事業年度に当たる平成21年度の業務実績については、平成20年のリーマンショック以降、低迷する不動産市況にある中にもかかわらず、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を遂行しつつ、独立行政法人設立の意義を十分に果たしているとともに、高い売却額と経費節減を大幅に実現した点はパフォーマンスとして非常に大きな成果であるう。

また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、 施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮さ れており、最終事業年度に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取組み を期待したい。

いずれにしても施設整理機構が5カ年の長期戦略の展望に立って、各年度 の市場環境へも的確に対応し大きな成果を達成したことは、賞賛に値するも のと言えよう。中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2の とおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 効率的な業務運営体制の確立

社会保険病院・厚生年金病院(併設される老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制の充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、施設整理機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。

具体的には、社会保険病院等の運営及び管理に関する基本事項を担当するため、平成20年10月に企画部病院チームを設置し、平成21年3月に医療に関する専門知識を有する職員を病院チームへ追加配置し、さらに同8月には管理部に専任の管理部長を配置し管理部組織の充実を図る一方、譲渡業務の進捗を踏まえて施設部の二部体制を一部体制に統合するなど、組織管理体制の効率化及び強化を図った。また、社会保険病院等の新業務に不可欠なアドバイザーの採用など業務の外部委託も状況の変化にあわせて迅速に取り入れ、効率的かつ適切な人員配置を行い、大幅な人員削減を図りつつ、当機構の最大目標である全施設の売却を着実に進め、かつ、高い業績を実現している点は独法の模範ともなるものであろう。

このように、施設整理機構の状況に応じ、機動的に効率的かつ適切な事務運用体制を確立したことは大いに評価できる。

(2)業務管理の充実

物件のデータベースへの取り込みを確実に行い業務運営に活用されており、 併せて内部での打ち合わせや会議を適切に行い内部統制を徹底している。こ の結果、業務の進捗や業務管理の充実が図られるとともに、計画的な業務推 進を実現しており大いに評価できる。

具体的には、社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、 業務に活用した他、社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法 の確立に向け、診療科別収支の把握に着手しており、その第一段階として厚 生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発する取り組みを行っている ところであり、概ね完成の見込みとなっている。業務の進捗に関しては、幹 部会などへ主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理とし て理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合会においても適宜状況報告及 び進捗管理が行われ内部統制が徹底されている。

さらに、状況に応じ適時適切に人的・組織的対応を図ることにより、潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応など、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対して、的確に対応している。また、偽情報については、関係当局との連携体制の構築・強化や偽情報を取得後、迅速に当該情報内容をホームページに掲載するなど、周知徹底と被害の未然防止に万全を期していると認められる。このように、業務遂行上生じうる多様なリスクに対しても適切に対処しており、大いに評価できる。

(3)業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費は平成17年度比26%(通常経費では36%)減、業務経費は積極的に事業継続による譲渡を進めた結果、大規模な削減を実現している。業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進められているとともに、人員削減についても目標を達成し、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行に努めた点は大いに評価できる。

これは、契約の執行、審査体制が厳正に対応されていることと併せて、外部顧問も加えた全体的な体制が円滑に機能した結果と言えよう。

(4) 各施設の経営状況等の把握

事業調査、不動産調査結果のデータベースへの集約などにより、マーケティング資料を整備し、買受希望者へ適切な資料提供を行うとともに、地方自治体からの支援策の取り付け等、付加価値の向上に努力しており、様々な創

意工夫が見られ、大いに評価できる。

(5) 施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

譲渡価格の引き上げ、雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援 策の取り付けが重要なポイントであるとの判断に基づき、理事長自ら地方 公共団体のトップと面談の上、支援策を要請しており、これまで53施設 について支援策を得ている。また、46施設については地方公共団体の意 向に沿った用途となっており、大いに評価できる。

(6) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

平成21年度における譲渡業務の実績は、落札ベースで58施設124物件約814億円の売却額であり、計画比372億円のプラス、出資価格対比では99.8%の実績となっている。発足以来の実績は売却額2,144億円で、出資価格対比238億円のプラス、112.5%となっており、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保している。平成21年度の売却実績が出資価格対比で99.8%と100%をわずかに下回っているが、平成20年に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷するなかにあっての市場環境を考慮すれば、大きな評価に値するものと言える。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のため総合的かつ積極的に取り組んだ結果であり、今後、他の類似の団体においても参考とすべき好例と言え、大いに評価できる。

施設従業員の雇用については、事業を継続した譲渡及び雇用継続の取組により、施設整理機構に課せられた使命である高い価格での譲渡を果たしつつ、譲渡時点で従業員がいた施設で雇用交渉が終了した256施設のうち74%にあたる189施設について雇用が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続の取組の成果は極めて大きいものと評価できる。

また、中心的な機能を維持することが譲渡条件となっている健康管理センター等の施設については、5年間それぞれの機能を維持することを条件とした譲渡が行われており、中期目標で定められた譲渡条件や事業スキームのもとで、適切に譲渡されたことは大いに評価できる。

なお、施設の譲渡に伴って44の公益法人が解散又は解散予定となっていることは特筆すべき評価に値するものと言えよう。

(7) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

譲渡するまでの間、年金福祉施設等の資産価値の維持改善、効率的な経営 及び効果的な運営を行う必要があることから、従来、公共施設の譲渡におい ては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改 善など、各種の対策を幅広く実施している。

特に、社会保険病院等については、各病院の財務状況及び建物の老朽度から必要な機能維持整備が行われていない16病院を選定し、アドバイザーを活用して各病院の老朽度などの状況を適切に把握し、施設整理機構の負担で必要最小限の整備を行うなど、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実に向けた適切な対応を図るなど高く評価できる。

(8) 買受需要の把握及び開拓

平成20年後半から不動産市況の低迷が続き、開発を目的としたデベロッパーの入札参加が見込めない厳しい経済環境の下、自らマーケティングを着実に行い、施設毎に市場実態を把握しつつ、入札者の増加を図る工夫、努力を最大限行ってきている。当初の譲渡計画達成の目途がついた現状は需要の把握と開拓が十分かつ適切に行われた結果である。また、売却困難な地方や赤字の施設から着手する方針としたことは、市況判断からも適切であり、理事長の采配をはじめとした組織の総合力が活かされている。

このような取組の結果、平成21年度の成約率については、90%と高い水準を維持しており、全体として適切なマーケティング活動等の成果が現れており、大いに評価できる。

いずれにしても施設整理機構が長期戦略の展望に立ち、5カ年の前半に譲渡し難く、かつ、赤字基調の地方の施設から譲渡を開始し、計画の後半に都市部の大型会館を譲渡する計画としたことや、併せて各年度の市場環境へも的確に対応したことなどのトップマネジメント機能は、これまでの各事業年度において高い実績を生み出させるとともに、全施設売却の目途を立てさせるに至らせたものであり、賞賛に値する。

(9)情報の提供

施設整理機構の運営状況等に関する情報については、透明性の確保に努め、 最低売却価格の原則全件開示など、適切な情報開示を引き続き行っている。 また、適宜ホームページの改定を行うなど利用者の利便性の向上を図ると ともに、業務実績についても、プレスリリースを行うとともに、内容をホームページ上に掲示し、情報の提供を行っており、高く評価できる。

(10) 財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画 の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比193億円プラスの559億円、費用の部は予算比486億円マイナスの295億円となり、結果、総利益は263億円となり、予算比588億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算442億円に対して実績514億円で予算対比72億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回ったものである。 予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、厳しい事業環境の下、大いに評価できる。

(11) その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価制度を導入し、適切な評価が行われている。社会保険病院等の管理・譲渡業務等が増加・複雑化する中、効率的な体制の確立に努め、人員の削減を図る一方、成果主義の導入など職員のインセンティブ向上を図っている点は高く評価できる。

平成20年度分に係る国庫納付金については、予算比50億円プラスの486億円の納付を確定し、決算結了後、平成21年9月に速やかに納付を完了した。また、平成21年度分についても、適切に納付額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定に当たっては平成22年度収入(5月末まで)の状況を加味し、平成22年度予算比376億円(73%)の増を予定しており、国庫納付は適切に行われている。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、社会保険病院等の 出資に伴い、2名の委員を増員して、社会保険病院等の運営・管理について も審議が行われており、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。

また、諮問委員会における議論や意見が業務運営に有効に寄与している点

も評価できる。

施設整理機構の保有する個人情報については、適切に保護・管理されていると認められ、引き続き適切な保護・管理を期待したい。

平成22年1月に新たに出資された終身利用型老人ホームの譲渡については、出資時点の入居者が将来にわたって生活することに配慮し、入居契約の承継、入居一時金の保全や税制面での工夫などきめ細かい対応を行った。これまでの譲渡実績や経験、ノウハウがフルに活かされ、施設整理機構が持つ対応力が発揮された好例であり、結果、譲渡の目途を立てたことは大いに評価できる。

(12) その他業務運営に関する措置について

①財務状況について

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比193億円プラスの559億円、費用の部は予算比486億円マイナスの295億円となり、結果、総利益は263億円となり、予算比588億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算442億円に対して実績5 14億円で予算対比72億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減 を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回ったもの である。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、目的達成のために尽力しており大いに評価できる。

②保有資産の管理・運用等

アドバイザーを活用して各社会保険病院の老朽度などの状況を適切に把握し、施設整理機構の負担で必要最小限の整備を行い、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実に向けた対応を進めており、高く評価できる。

③組織体制・人件費管理について

役員(理事長)の報酬等については、特別手当について業績評価による 算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう に努めている。 職員の給与については、対国家公務員ラスパイレス指数が全国水準で110、地域・学歴勘案では99.8で100を下回るところとなっており、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、引き続き適正な給与水準の維持に努めるよう期待する。

また、「行政改革の重要方針」による人員削減の取り組みについては、施設整理機構は、平成17年度末の人員である36名ではなく、施設整理機構の業務が本格化した41名を基準として評価が行われるべきという、主張を従来から行ってきており、この施設整理機構側の主張・説明は十分に理解できるものであったが、社会保険病院の出資など業務量が増加する中にあって、組織管理体制の強化を図るとともに、業務の外部委託を効率的に取り入れ、かつ、効率的な人員配置に併せて平成20年度末39名に対して、34名へと大幅な人員削減を図った点は大いに評価できる。

④事業費の冗費の点検

一般管理費は平成17年度比26%(通常経費では36%)減、業務経費は積極的に事業継続による譲渡を進めた結果、大規模な削減を実現している。

業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進めてられているとともに、人員削減についても目標を達成しつつ、人件費の削減やその他厳正な契約の執行、外部顧問を加えた全体的な体制も円滑に機能させ、効率的な執行に努めた点は大いに評価できる。

⑤契約

施設整理機構における一般競争入札は国と同様の措置(基準)がされており、契約の執行に当たっては、契約事務に精通した外部顧問に審査・指導を受けるとともに、契約に係る全ての決済文書を監事へも回付するなど、厳正な審査体制を構築している。さらに平成22年度からは「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働大臣通知)に基づき契約担当の外部顧問を加えた第三者による審査機関を設置し、厳格な審査体制で臨んでいる。

従来の審査体制に加え、大臣通知に基づき速やかに第三者による審査体制を構築し契約事務を執行している点は大いに評価できる。

⑥内部統制について

役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性 の確保について、外部の会計監査人による監査及び監事による監査のほか、 監事に幹部会や役員会などの定例会議への出席を要請し、業務執行の適正 性に関し逐次意見を聴取している。

また、職員の人事評価制度については、業務遂行を促すための業務実績 評価と能力発揮を促す能力評価で構成しており、昇給や勤勉手当に反映している。

さらに、役員の人事評価については、施設整理機構の業務実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価し、期末手当に反映している。

以上により適切に対応しているものと認められる。

⑦事務・事業の見直し等

施設整理機構設立当初から全職員が参加する毎朝の業務打合会において、 様々な問題点等について全員で議論し、理事長により方策決定がなされ、 また、業務の重要方針についても、毎月の幹部会・役員会を経た上で決定 する仕組みとなっており、引き続き円滑な業務運営を行っているものと認 められる。 独立行政法人年金 · 健康保険福祉施設整理機構

平成21年度(第5期事業年度)

業務実績評価シート

	1		

平成21事業年度 事業報告書

独立行政法人通則法第32条第1項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運 営並びに財務及び会計に関する省令第5条第1項の規定により、平成21事業年度における独立行 政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)の概況及び事業の実施状況等を 次のとおり報告する。

(概況)

1 目的

機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国 民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民 年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第15 0条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下 「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設 等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健 康保険事業の適切な財政運営に資する。

2 業務

- (1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- (2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこ
- (3) 上記業務に附帯する業務を行うこと。

3 事務所の所在地

- (1) 主たる事務所 千葉県船橋市海神町西1丁目1042番2号
- (2) 従たる事務所 東京都中央区日本橋本町4丁目8番16号

4 資本金の状況

(平成21年度末)

143, 284, 438, 891円 (全額政府出資金)

(内訳) 厚生年金勘定 61,600,272,546円

国民年金勘定 7,722,466,632円

健康保険勘定 73,961,699,713円

- 5 沿革その他の概要
 - (1) 沿革

平成17年10月1日 機構設立

(2) 設立根拠法

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年法律第71号)

- 6 役員の状況
 - (1) 定数(平成22年3月31日現在)

役員 4名 (理事長1名、理事1名、監事2名)

(2) 役員の氏名、役職及び職歴

氏 名	役 職	職 歴
水島 藤一郎	理事長	(前) (株)三井住友銀行顧問
柏木 慶永	理事(非常勤)	(前) 日刊工業新聞社 執行役員
中川 幹也	監事 (非常勤)	公認会計士
永松 東興	監事 (非常勤)	(株)フクダ・アンド・パートナーズ取締役

平成21年度評価項目【目次】

評価区分	21年度計画記載項目	頁
	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	3
評価シート(1)	1.効率的な業務運営体制の確立	3
(効率的な業務運営体制 の確立)	(1) 外部委託の活用	4
	(2) 施設の運営委託	4
	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	7
評価シート(2)	2.業務管理の充実	7
(業務管理の充実)	(1)情報管理体制の確立	7
	(2) 進捗管理の徹底	7
	(3) 事業リスクの把握・管理	7
	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	9
評価シート(3)	3.業務運営の効率化に伴う経費節減	9
(業務運営の効率化に伴 う経費削減)	(1) 一般管理費(人件費を除く。)	9
	(2)業務経費	9
	(3)役職員の給与	9
評価シート(4) (各施設の経営状況等の	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関 する目標を達成するためにとるべき措置	1 3
把握、機構の業務内容に関する地方公共団体への説	1.各施設の経営状況等の把握	1 3
明)	2.機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	1 3
	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためにとるべき措置	1 5
	3.年金福祉施設等の譲渡又は廃止	1 5
	(1)譲渡施設の選定及び譲渡時期	1 5
	(2) 契約方法	1 6
評価シート (5) (年金福祉施設等の譲渡	(3) 譲渡条件	1 6
(年金価征施設等の譲渡 又は廃止)	(4) 譲渡価格	1 6
	(5) 譲渡の対価の支払方法	1 7
	(6) 老人ホーム入居者への配慮	1 7
	(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	1 7
	(8) 地方公共団体との相談	1 7
	(9) 社会保険浜松病院の譲渡	1 7

評価区分		2 1 年度計画記載項目	頁
	第	52 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためにとるべき措置	2 1
評価シート(6)		4.年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	2 1
(年金福祉施設等の運営 及び資産価値の保全)		(1) 運営に当たっての基本方針	2 1
		(2) 施設の管理	2 1
		(3) 運営の停止等	2 1
評価シート (7) (買受需要の把握及び開拓)	第	52 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためにとるべき措置	2 3
(XXIIIX YILLE OF FILE)		5.買受需要の把握及び開拓	2 3
	第	52 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2 5
評価シート(8)		6.情報の提供	2 5
(情報の提供)		(1)機構の運営状況に関する情報提供	2 5
		(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供	2 5
		(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供	2 5
	第	3 予算、収支計画及び資金計画	2 7
評価シート (9) (予算、収支計画及び資金計	第	34 短期借入金の限度額	2 7
画短期借入金の限度額)	第	5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 7
	第	6 剰余金の使途	2 7
	第	57 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	2 9
評価シート(10) (人事に関する計画)		1.人事に関する計画	2 9
		2.施設及び設備に関する計画	2 9
評価シート(11)	第	57 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 0
(国庫納付金に関する事項)		3.国庫納付金に関する事項	3 0
評価シート (12) (外部の有識者からなる機	第	7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 1
関に関する事項)		4.譲渡業務諮問委員会に関する事項	3 1
評価シート (13) (機構の保有する個人情報	第	7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 2
の保護に関する事項)		5.保有する個人情報の保護に関する事項	3 2
評価シート (14) (終身利用型老人ホームの	第	7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 3
譲渡に関する事項)		6.終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	3 3

評価シート(1)	1		т		
中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。 1 効率的な業務運営体制の確立施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定	平成21年度計画 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中期計画の5年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、併せて経営管理の充実を図る。 1 効率的な業務運営体制の確立組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	平成21年度の業務の実績 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 社会保険病院・厚生年金病院(併設される老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。 ① 管理部の体制強化(平成21年8月) 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実図った。 ② 施設譲渡関連業務の体制見直し(平成21年8月)・施設部の統合施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部の二部体制を統合し一部体制にした3人員削減 上記の組織見直しに加え、施設譲渡関連部門(施設部、業務推進部)を中心人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減(対前年度比5名)を図った。		
			【平成 22 年 3 月 31 日現在の職員数】 総務部 企画部 8名 (全員専門職) 施設部 6名 (全員専門職) 業務推進部 3名 (うち専門職2名) 管理部 8名 計3 3名 (平成 20 年度末 3 8 名) (参考:総人件費改革における当機構の基準人員数 (定員) は、4 1 名 (常勤役員を含む) である。) 【主な出身職種】 出身職種 人数 出身職種 人数 金融機関 9名 法律事務所 1名 不動産会社 2名 医療関係 1名 工動産会社 5名 調査研究機関 1名 【資格取得者の状況】 資格種別 6名 調量士 1名 不動産総定士 1名 土地区画整理士 2名 一級建築士 1名 不動産ンサードバング 1名 特別管理産業廃棄物管理 責任者 (PCB等)		

評価シー	7	(1)
	I` '	١I	,

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	(1)必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の 作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。	(1)必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の 作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。	(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用
			新たに5業務について外部委託を実施するとともに、既存外部委託業務について て改善を行った。
			 ① 新規外部委託業務 ・ 本体施設の売却の進捗に伴い、これに付随する宿舎についても売却を加速させるべく、企画競争にてアドバイザーを選定、売却可能となった宿舎より順次売却業務を委託し、平成22年7月までに全宿舎の売却を完了する予定。 ・ 平成21年度決算より、社会保険病院等についても会計年度末に再評価を実施する必要があることから、一般競争入札により正・副2者の不動産鑑定業者を選定した。 ・ 社会保険浜松病院の譲渡に当たり、重要事項説明書の作成及び入札関連書類の配布等の入札補助業務を委託することとし、一般競争入札により委託業者を選定した。(媒介契約ではないことから、定額での入札とした。) ・ 当機構による社会保険病院等の整備工事を実施するに当たり、各整備案件の妥当性等の検証を行うとともに、設計・監理業務の入札関係資料の作成、現場確認、工事竣工検査等の補助を行うアドバイザーを企画競争により選定。16病院において整備工事を実施中。 ・ 平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム(厚生年金サンテール千葉)の譲渡に当たり、企画競争によりアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査等を実施。アドバイザリー業務完了後、売却業務を委託し、平成22年7月に入札を実施する予定。
			② 既存外部委託業務 ・ 新規売却業務委託先の指導、業務開始後のフォロー 新規に売却業務委託をする委託業者には、円滑・効率的に業務が進むように、業務の詳細について全体の業務フロー、留意点及びこれまでの事例等の説明会を業務運営開始前に実施した。 業務開始後も逐次状況把握、指導ができるよう連絡・報告体制を明確化し、委託業者間の業務内容のばらつきを排除して、円滑な委託業務遂行ができるようにした。
また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。	(2)施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。	(2)施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。	(2) 施設の運営委託 ・ 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、原則、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を
なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に 社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を 基本とすること。	なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に 社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を 基本とする。	なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に 社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を 基本とする。	基本として委託契約を締結しており、平成 22 年 1 月に出資された厚生年金サンテール千葉についてもこの取扱いを踏襲している。
			【具体的委託契約先】 (財) 厚生年金事業振興団、(財) 社会保険健康事業財団、 (社) 全国社会保険協会連合会、(社) 全国国民年金福祉協会連合会 (財) 船員保険会、(財) 各都道府県社会保険協会、 (財) 各都道府県国民年金福祉協会、(社) 地域医療振興協会、岡谷市 (財) 平成紫川会、公立紀南病院組合
			・ 施設売却の進捗に伴い施設運営に関する特別会計の清算も進んでおり、既に 104 の特別会計が清算され、剰余金 8,057 百万円を収受した。また、施設運営 以外の事業を実施していない各都道府県国民年金福祉協会等の公益法人においては、公益法人自体の解散が行われており、解散済み及び解散予定の公益 法人は 44 法人となった。

評価シー	1	/ -1	١.
三半4mヽノーー		(1)

評価シート (1) 評価の視点等	自己評価	S			S		
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。			【委員会としての評定理由】 社会保険病院の出資に伴い組織管理体制の強化を図るとともに、業務の外部委託を効率的に取り入れ、かつ、効率的な人員配置に併せて大幅な人員削減を図りつつ、			
【数値目標】 ○「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 21 年度末現在の常勤役職員数を 39 名以下とする。	平成 21 年度末の常勤役職員数は 34 名であり、数値目標を 5 名下回った。これは、機構業務がまだ軌道にのっていない状態の平成 17 年度末の人員 36 名に比しても、5.6%の削減となっている。			れ 当機構の最大目標である全施設の売却を着実に進めた点は独法の模範と			
【評価の視点】 ○組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。	実績:○ 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。 ① 管理部の体制強化(平成 21 年 8 月) 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に的確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実を図った。 ② 施設譲渡関連業務の体制見直し(平成 21 年 8 月)・施設部の統合 施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部の二部体制を統合し一部体制にした。 ③人員削減 上記の組織見直しに加え、施設譲渡関連部門(施設部、業務推進部)を中心に人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減(対前年度比 5 名)を図った。			 部の統合のほか、新業務に不可欠なアドバイサーの採用など状況の変化にた迅速な対応を行なっている。特別会計の清算、剰余金の収受なども適切人員削減、内部統制の面でも全員参加の打合せなど円滑に計られており、人の範となるものであった。 ・人員削減等もよくすすめられたアドバイザーの活用や外部委託等も効率があている。 ・体制強化見直し、業務の外部委託など、効率的な業務遂行が行われている。また、大幅な人員削減も行っている。評価は41名体制との比較で行致当と考えるが、大幅な人員削減にもかかわらず全施設の売却を完了されている。 			
○業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な 運営がなされたのか。				が高く意識、実行された結果である。 ・新規物件の譲渡等体制への対応、来期で終了する業務体制への対応は、 と 果から判断して計画を大きく上回っていると評価する。			
○内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委の評価の視点)	 実績:○ ・ 役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性の確保については、外部の会計監査人による監査、及び監事による監査のほか、監事に幹部会等定例会議への出席を必須とし、業務執行の適正性に関し逐次意見をいただいている。(別添資料項目6参照) ・ 目標管理の導入に係る職員の人事評価制度については、職員が目標を明確に意識し、主体的な業務遂行を促すための業務実績評価と、主体的な能力発揮を促すための能力評価で構成される人事評価制度を導入。評価結果は昇給、勤勉手当に反映している。また、役員の人事評価については、独立行政法人自体の業務の実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価し、期末手当支給時に反映している。退職手当については、独立行政法人評価委員会の評価を受けて支給率に反映させることとしている。 						

評価の視点等	自己評価 一		評定	_	
○法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委の評価の視点)(委員長通知別添三①と同様)		され、また、業務の重要なする仕組みとなっている。 つ適切に対応するととも			
○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する 必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直し を図っているか。 (委員長通知別添三②)	実績:○ 当機構においては、前記と同様、全職員が参加する毎日々の業務の問題点や業務の改善方策等について議論で要性等の検証も行い、適切かつ円滑に事業運営を行って(別添資料項目7の①、②参照)	する中で、費用対効果や必			
○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。 (委員長通知別添三③)	実績: ○ 公益法人等に対する補助金の交付等及び特定の業務ない。 当機構には関連法人は存在しない。 (別添資料項目7の③参照)	らの独占的な委託は行って			

評価シート (2)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善や リスク管理の徹底を図ること。	2 業務管理の充実 (1)業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。	2 業務管理の充実 (1)機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等ついて、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。	2 業務管理の充実 ・ 平成 20 年度に出資された社会保険病院等に関する情報等をデータベースに取り込み、業務に活用した。 ・ 社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法確立に向け、診療科別収支の把握に着手した。		
	(2)業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に 把握・管理する。	(2)業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。	(1) ・ 平成20年度に出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 ・ 新たに出資された厚生年金サンテール千葉に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 ・ 社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法確立に向け、診療科別収支の把握に着手。第一段階として厚生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発中であり、概ね完成の見込み。		
		(3)業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。	(2) 従来同様下記のとおり実施している。 ① 会議による管理 業務の進捗に関しては、幹部会(2回/月開催、構成員:理事長、理事、監事、審議役、部長及び総務課長)及び役員会(1回/月開催、構成員:理事長、理事、監事)に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合会(参加者:理事長、審議役、施設部・業務推進部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等)においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い方針を決定し対処を行った。 ② システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の項目毎にデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。		
			(3) 当機構の業務に関しては、入札に係るリスク(暴力団等不適格入札者、談合、偽情報、システム及び人的な内部情報漏洩)、風評リスク、法規制変更リスク、災害リスク等多様な事業リスクが発生する蓋然性があると認識している。これらに関しては毎朝開催する業務打合会でその対応につき全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署が対応を行っている。特に施設売却の過程において発生する様々なリスクに対応するために、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を、また、訴訟等法律問題や情報公開・個人情報保護に適切に対応するため、総務部に法務文書課を設置している。また、入札参加予定者への被害発生が考えられる「機構施設につき優先譲渡・随意契約ができる」等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられたことから、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、情報を入手する都度、データベースに登録、注意喚起のメッセージをホームページに掲出し被害発生の防止を図っている。		

評価の視点等	自己評価	S		評定	S	
【評価項目 2 業務管理の充実】	 ・ 平成 20 年度に出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。新たに出資された厚生年金サンテール千葉に関する情報をデータベースに取り込み、情報を共有するとともに、当機構自らが支障の解決に取り組むことにより資産価値の向上を図った。 ・ 社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法確立に向け、診療科別収支の把握に着手。第一段階として厚生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発中であり、概ね完成の見込み。 ・ 顕在化したリスクのみならず潜在的なリスクに対しても迅速かつ適切に人的・組織的対応を行い、被害の未然防止に成功している。 ・ 偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図っている。 		て内部での打ち合わせや 務の進捗や業務管理の充 り、大いに評価できる。 【各委員の評定理由】 ・社会保険病院の経営管理 用に大いに期待するも	国営に活用されており、併せ 徹底している。この結果、業 面的な業務推進を実現してお 発は画期的であり、今後の活 に進めており、全件施設売却 面は当法人の最終評価時に行		
【数値目標】 ○業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5年間で全ての施設を売却する。そのため、平成 21 年度、平成 22 年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を 100%とする。	の達成率は100%であり、3	(65 施設)に対する決算べ 全施設売却の目処が立った。	ース売却施設数(65 施設)	・社会保険病院等に関し 事業体確立のために収	ても、病院の経営モデルの事で でも、病院の経営モデルの事で でながなどが実施されているで で、業務管理を徹底させ	例が少ない中で、持続可能な 。
【評価の視点】 ○国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。	取り込み、業務に活 ・ 新たに出資された厚生 取り込み、業務に活 ・ 社会保険病院等の診療	E年金サンテール千葉に関す	る情報をデータベースに 生年金病院7病院について基	情報の把握システムを	ったことは非常に大きな成果 作り上げていることは、公的 進捗管理等適切な業務運営体制	機関として大きな成果。
○業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績:○ 業務の進捗管理について 推進を図っている。	は定例会議及びシステムの「	両面で行っており、計画的			
○業務遂行において生じうる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	当機構の業務に関して 応、顕在化したリスク のリスクが当機構の業 考えている。また、り偽情報については、関	には、多様なリスクがあるが アへの迅速な対応など的確に 終務及び買受人等関係者に及 代況に応じ適時適切に人的・ 関係当局との連携体制を構築 とホームページに掲出し、周	対応しており、現状それら ぶことを回避し得ていると 組織的対応を図っている。 ・強化するとともに、入手			

証価 シー	L	(3)

評価シート(3) 中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
3 業務運営の効率化に伴う経費節減	3 業務運営の効率化に伴う経費節減	3 業務運営の効率化に伴う経費節減	3 業務運営の効率化に伴う経費節減
機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最 小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる 限り節減すること。	業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。	業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。	運営経費をできる限り節減するよう効率化を図った結果、経費予算 11,252 百万円に対し、実績は 1,841 百万円であり、予算比 9,411 百万円の 減となった。《決算速報値、以下同様》
(1) 一般管理費(人件費を除く。) については、中期 目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比 10%以上の額を節減すること。	(1) 一般管理費(人件費を除く。) については、効率 的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度におい て、対平成17年度比10%以上の額を節減する。	(1) 一般管理費(人件費を除く。) については、効率的な執行に努める。	(1) 一般管理費(人件費を除く)については、必要最小限の執行に努め、 少額の契約(消耗品等)であっても複数の見積り合わせを行うなど経費 の節減を図り、平成17年度との比較で26%節減した。 なお、平成20年度との比較で7%増加しているが、平成21年度に機構本 部事務室のあった「ちば社会保険センター」の売却を行ったため、本部 移転に4百万円(ネットワーク関係工事、備品等の移設等)を要したこ とによるものであり、これを除いた通常経費では対前年度比7%減、平 成17年度との比較では36%減となっている。 (単位:百万円)
			一般管理費 対対対対対対
			(人件費除く) 17年度 18年度 19年度 20年度
			1 ①決算額 86 - - - - 7 ②初年度限 年 りの経費 65 - - - -
			度 ③継続する 6 経費 21 - - - ケ (①-②) 月 ②欠告答
			間 (③×2) 42
			18年度決算額 38 △10%
			19年度決算額 33 △21% △13% - -
			20年度決算額 29 △31% △24% △12% —
			⑤決算額 31 △26% △18% △6% +7% ② ⑥本部移転 4 経費
			年 度 ⑦通常経費 (⑤-⑥) 27 △36% △29% △18% △7%
(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日 閣議決定)を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持 しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこ と。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体 系の見直しを進めること。		(2)業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。	(2)業務経費については、予算11,089百万円に対し実績1,707百万円となり、9,383百万円の減となった。これは当機構が解体費等5,019百万円を節減したことが主因であり、このほか病院の整備費等3,699百万円が翌年度に繰り延べになったこと、災害が発生しなかったことから災害復旧費665百万円が不要となったことによる。また、経費の執行に当たっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、業務経費の効率的な執行に努めた。
	(3)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	(3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	(3) 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め、大幅な人員削減を行うことにより、当機構の常勤役職員数は34名となり、平成17年度比5.6%の削減を達成した。 役員給与等については、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を行っている。 職員の給与についても、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を活っている。 職員の給与についても、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定、諸手当の見直しを行う等、いずれも国家公務員の給与構造改革に準じた給与等の見直しを行った。

評価の視点等	自己評価S	評定 S
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	・ 一般管理費は平成17年度との比較で26%(本部移転経費を除く通常経費で %)、20年度との比較では本部移転経費を除く通常経費で7%節減した。 ・業務経費については、事業譲渡を原則とすること等により解体費等を5,019 万円節減したことを主因とし、予算比9,383百万円の減となった。 ・ 経費の執行に当たっては、可能な限り一般競争入札により行っている。	
【数値目標】 ○平成 21 年度末の一般管理費(人件費除く)の額を対 17 年度比で 10%以上削減 する。	平成 21 年度末の一般管理費(人件費除く)の額(31 百万円)は対 17 年度) 26%削減した。	標を達成し、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行に努めた点は大いに評価できる。これは、契約の執行、審査体制は厳正に対応するとともに、外部顧問も加えた全体的な体制も円滑に機能した結果と言える。
【評価の視点】 〇一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。	実績:○ 平成 17 年度との比較で 26%(本部移転経費を除く通常経費では 36%)節減成 20 年度との比較では 7%の増加となったが、本部移転経費を除く通常経費7%節減した。(業務実績第1の3(1)参照)	・通常経費では平成17年度比36%減、業務経費は予算比大巾減であり、業務費に 係る 冗費の点検削減についても着実に進めており、人員削減による人件費の削
○一般管理費(人件費を除く。)の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績:○ 一般管理費(人件費を除く)については、本部移転に伴い平成20年度との見では7%の増加となったが、必要最小限の執行に努め、少額の契約(消耗品等)あっても複数の見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との見では26%節減した。(本部移転経費を除く通常経費では平成17年度との比較で7%減)(業務実績第1の3(1)参照)	・管理費の削減、業務経費の削減等も良く数値に現れている。 ・一般管理費は中期目標を大幅に上回る規模で削減されている。特に、業務経費に関しては、災害が発生しなかった要因もあるが、事業継続を目指して譲渡を進め
○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。委員長通知別添二①	実績:○ 別添資料項目 4 参照	た結果、大規模に削減されている。人員数削減に関しても、36 名体制と比較しても目標が達成されている。 ・解体費の節減を含めた経費の節減、人件費の節減等、業務経費削減努力を確実に
○業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、 具体的な取組がなされたか。	実績:○ 業務経費については、事業譲渡を原則とすること等により解体費等を5,019 円節減したことを主因とし、予算比9,383百万円の減となった。 (業務実績第1の3(2)参照)	行っている。 ・解体を避けることを中心として経費節減が引き続き図られている(予算全体としては、110億円の予算が17億円の支出で済んでいる)。その他人件費の削減も図られている。
○総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣 議決定)を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 21 年度末まで に、平成 17 年度に比べて 4%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。(政・ 独委の評価の視点と同様)	実績:○ 平成 21 年度は、施設譲渡業務を適切かつ迅速に進め、機構内組織をよりで的な体制にするとともに、大幅な人員削減を図ったことにより、常勤役職員は34 名となり、平成 17 年度比 5.6%の人員削減を達成した。 (別添資料項目3の①参照) (参考) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)では、その時点で業継続がなされていた法人を対象に、その後の5年間で5%の人員削減を行とを基本として定員純減目標が定められているが、当機構は平成17年10元設置され、業務がまだ軌道にのっていない状態の平成17年度末の人員は3であったことから、関係当局と調整をし、業務の本格稼働時の定員を41名。ることで協議が整い、この数を基準として削減していくこととしたところり、厚生労働大臣も当機構における人員削減の基準となる人数は41名であるとを前提に中期計画を認可しているところである。	事 こに 名 : : : : : : : : : : :

			1	1	
評価の視点等	自己評価		評定	_	
○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進	実績:○				•
めたか。	・ 役員給与等については、俸給月額の減額改を行っている。 ・ 職員の給与についても、俸給月額の減額改、諸手当の見直しを行う等、いずれも国家与規程の見直しを行った。 (別添資料項目3の①参照)	定及び賞与の支給割合の減額改定			
○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委の評価の視点) (委員長通知の別添一①と同様)	実績:○ 平成 21 年度の当機構の職員給与の対国家は、国の給与改正に準じて給与等の見直しを国家公務員指数で、100を下回ったところでは引き続き国の給与改正に準じた給与の見直に努めることとしている。(別添資料項目3	行った結果、地域・学歴勘案の対 っる。 しを行い、適正な給与水準の維持			
	(参考) 対国家公務員ラスパイレス指数				
	平成 20 年度 平	成 21 年度			
		1 1 0 . 0			
	地域・学歴勘案 105.3	99.8			
○法定外福利費の支出は、適切であるか。 (委員長通知別添一④)	国と異なる手当について、勤勉手当の成績 給分より国の基準と同一とするとともに、本音 今後とも国の基準に準じた見直しに努める (別添資料項目3の②参照) 実績:〇 当機構における法定外福利費は「労働安全 び「人間ドック等の健康診断費用」のみであ 費への支出はない。 (別添資料項目3の③参照)	手当を平成 21 年度末で廃止した。 			
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な 評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点)	実績:○ 一般競争入札における公告期間・公告方法、計規程等に明確に定めており、公告期間の下限を省略できる基準額は全て国と同様のものとな公益法人随契条項などの恣意的な運用が可能とい。 平成21年度には、複数年契約に関する会計を要領を作成した。また、総合評価落札方式に約事案と今後の存続期間中に発生が見込まれる方式の導入の必要性は極めて低いことから、規(別添資料項目5の⑤参照)	、指名競争入札限度額、予定価格っている。また、包括的随契条項、なる随意契約条項は設定していな 程の明確化を図り、企画競争の実ついては、これまでの当機構の契事案を含めて検討した結果、当該			

	T				<u> </u>
評価の視点等	自己評価		評定	_	
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委の評価の視点)	実績:○ 当機構は小規模法人であるため、従前より契約関係約に関する審査・指導を受けるとともに、契約に係る全理担当)で審査した上、理事長のほか監事にも回付し、加えて、全職員参加で毎日行われる業務打合会においについて報告し、毎月の契約状況をホームページで公との契約事案を役員会に報告し、再審査を行うことを行ている。 「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月よる、審査機関の設置については、平成22年度から前長、理事、監事等の他、契約担当の外部顧問も加えて適(別添資料項目5の②参照)	決裁を担当部、総務部(経 厳正に審査を行っている。 ても、事業に係る契約方式 長するとともに、四半期ご 散底し、厳正に対応を行っ 6 日厚生労働大臣通知)に 記の体制を明確化し、理事			
──────────────────────────────────	実績:○				
ップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。 (委員長通知別添二③)	平成20年度のすべての契約及び平成21年度の契約監ずれも少額随契を除く)について点検を受け、特段の1「随意契約等見直し計画」については、競争性のあては平成20年度中に完了し、一者応札案件の見直しにに策定した「1者応札・1者応募」に係る改善方策にに努めている。 (別添資料項目5の①、③、④参照)	指摘事項はなかった。 る契約方式への移行につい ついては、平成21年7月			
○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が 行われているか。(政・独委の評価の視点)(委員長通知の別添二②と同様)	実績:○				
	契約に当たっては契約担当顧問の審査・指導や毎日のか、担当部、経理で審査した上、理事長のほか監事のおいて四半期ごとに再審査を行う等、厳正に行ってい年度における競争性のない随意契約は、いずれも相手意契約によらざるを得ないもののみとなっている。(別添資料項目5の②参照)	確認を受け、更に役員会に るところであり、平成 21			
○総人件費改革は進んでいるか。 (委員長通知別添一②)	実績:○				
	役員(理事長)の報酬等については、平成18年度よ価による算定を導入するとともに、また、厚生労働事なるよう努めている。 平成21年度の役員給与等については国家公務員に準額の減額改定及び特別手当の支給割合の減額改定を行職員給与等についても同様に国家公務員に準じた見額改定、賞与の支給割合の減額改定及び諸手当の見直の維持に努めている。 当機構の平成21年度の対国家公務員ラスパイレス指正に準じて給与等の見直しを行った結果、地域・学歴甚100を下回ったところである。 今後も引き続き国の給与改正に準じて給与の見直した維持に努めることとしている。	務次官の報酬額の範囲内と じた見直しを行い、俸給月 ったところである。 直しを行い、俸給月額の減 しを行い、適正な給与水準 数については、国の給与改 事業の対国家公務員指数で、			
	「行政改革の重要方針」(17.12.24 閣議決定)による 中期計画においては、平成 21 年度末までに、平成 17年 員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改 しを進めることとしている。 平成 21 年度は、施設譲渡業務を適切かつ迅速に進め な体制とするとともに、大幅な人員削減を図ったことに 名となり、平成 17 年度比 5.6%の人員削減を達成した。 (別添資料項目 3 の①参照)	平度に比べて4%以上の人 革を踏まえて、必要な見直 、機構内組織をより効率的 こより、常勤役職員数は34			

評価シート(4)

中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の 向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の 向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
		各施設の経営状況については決算の都度情報の更新を 行い開示するとともに、各地方公共団体の意向調査、施設 に対する支援策取り付けによる付加価値の向上に努力し た。
	1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定 に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建 物の老朽度等の状況を把握する。	1 各施設の経営状況等の把握 ・ これまでに実施した総合アドバイザー等による事業調査、不動産調査の結果を計画管理データベースに集約し、各施設の経営状況、今後の経営改善見込、建物・設備の老朽度等の状況の把握を行い、これらの情報を買受希望者に提供してマーケティング活動を行った。 ・ 建物耐震診断・土壌汚染の調査の実施が必要と考えられる施設全件の調査を実施し,譲渡に当たって調査結果を開示している。 ・ 社会保険病院等について、財務内容と老朽度に基づき16病院を選定の上、アドバイザーの意見を参考にしながら施設整備計画を策定し整備を実施した。
	2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機 構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。	2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 ・ 地方公共団体の買受意向については、機構設立当初全ての地方公共団体に対し確認を行っている。その後のマーケティング活動の中で、譲渡価格の引上げ、雇用の確保、地元の存続要望等の公共性への対応の観点から、地方公共団体による支援策等の取り付けが極めて重要なポイントであると判断している。・ その観点から、全ての地方公共団体に対して面談の上、各施設に対する地方公共団体としての意向を確認するとともに、支援策を要請している。これは原則として、各地方公共団体のトップに対して理事長が要請を行ってきた。その結果、地方公共団体によるこれまでの支援状況は下表の通りとなっている。
		施設数 内 21年度
		地方公共団体が入札に参加して 落札したもの 地方公共団体による収用に応じ 2
		たもの 7 3 固定資産税減免、補助金交付、 その他敷地利用料減免や無利 53 15
		息貸付等の支援策を得たもの 計 70 20
		・ なお、固定資産税減免等の支援策を得た53施設に関しては、入札公告時に当該支援策を公表しており、この内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。
	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 各施設の経営状況等の把握中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。

評価の視点等	自己評価	S	評定	S	
【評価項目4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】	もに、各地方公共団体・ その結果、地方公共団団体による収用に応じ付、その他敷地利用	めに事業キャッシュフローの改善可能性を開示するとと 体の支援取り付けによる付加価値の向上に努力した。 団体が入札に参加して落札したものが10施設、地方公共 じたものが7施設あるほか、固定資産税減免、補助金交 日料減免や無利息貸付等の内容の支援策を得たものが 、相乗的な効果が得られている。	グ資料を整備し、物件の価 策の取り付け、買受希望者	- 結果をデータベースに集約す 値を向上させるための施策に へ確実、適切な資料提供を行	活用、地方自治体への支援ったことや物件により収用
【数值目標】	【数値目標】			ごおり、様々な創意工夫が見ら	られ、大いに評価できる。
【評価の視点】 ○中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。	性及び不動産として 料が整備され、買受を 価されている。 ・ 建物耐震診断・土壌 し、譲渡に当たって ・ 社会保険病院等につい	調査、不動産調査を実施し、事業としての今後の可能の対応方針を示した極めて有効なマーケティング資 希望者からも充実した資料の提供がなされていると評 汚染の調査が必要と考えられる施設全件の調査を実施 調査結果を開示している。 いて、財務内容と老朽度に基づき16病院を選定の上、ア 参考にしながら施設整備計画を策定し整備を実施した。	策(固定資産税の減免等でいることは特筆に値す・事業調査やアドバイザーのみえる。 ・不動産市況が悪化する中るための工夫が行われた	の活用が効率よく行なわれた で、自治体の支援を取り付け こ。	動し、大いなる成果をあげ 公共団体への説明の努力が るなど、譲渡を円滑に進め
○年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の 内容について、説明を行ったか。	の取り付けが重要な て面談の上、意向を ・ その結果、地方公共日 団体による収用に応じ 付、その他敷地利用 53 施設となっており	雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援策等ポイントであると判断し、全ての地方公共団体に対し確認するとともに支援策を要請している。 団体が入札に参加して落札したものが10施設、地方公共じたものが7施設あるほか、固定資産税減免、補助金交別料減免や無利息貸付等の内容の支援策を得たものが、相乗的な効果が得られている。支援策を得た53施設の内46施設については地方公共用途となっている。	けている。収用等の物件 ・買受希望者に対する物件 行っている。地方公共団 ている。 ・売却物件の価値向上手法	絡を取り、物件毎に地方公共 中処分に相応しい手法を適切に のデータベース情報の提供、 体への説明も引き続き行って や固定資産税の減免など買手 計画を大きく上回る対応である	ご活用した。 病院の経営把握をしっかり ごおり、大きな成果が得られ にとって有益となる情報の

中期目標 中期計画 平成21年度計画 平成21年度の業務の実績 1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを 年金資金等の損失を最小化するという考え方に 1. 平成21年度の売却額は落札ベースで814億円であり、計画比+372億円となった。厳しい経済環 年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を 年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を 立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促 境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、直近の価格である売却原価に対し+359 億円 勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に 勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に 進など事業の効率化、適正化を図る。 (179.2%)を確保し、出資価格に対しても△2億円(99.8%)に留めた。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先 反映させること。 反映させる。 2. その結果、当機構発足以来平成21年度末まで4年半の落札ベースの売却額合計は2,144億円とな また、譲渡後の施設の用途については、買受先 また、譲渡後の施設の用途については、買受先 及びその転売先等において、公序良俗に反する使 り、売却原価比で+1.023 億円(191.2%)、出資価格比で+238 億円(112.5%)となり、譲渡対象 301 及びその転売先等において、公序良俗に反する使 及びその転売先等において、公序良俗に反する使 用等が行われることがないよう十分に配慮する。 施設の出資価格総額 2.015 億円に対しても+129 億円となったことから、全施設売却完了を待たずに 用等が行われることがないよう十分に配慮するこ 用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院及び厚生年金病院(これら 出資価格総額を上回る売却額を確保することができた。また、特別会計の清算等に伴い、81億円の 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設 に併設される介護老人保健施設及び看護専門学校 清算剰余金を確保している。 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設 される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲 3. 当機構発足以来平成 21 年度末までの譲渡施設数は、落札ベースで 295 施設(進捗率 98.0%)となり、 される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む 。以下「社会保険病院等」という。) の譲渡等に 渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏 未売却物件は、平成22年1月追加出資の厚生年金サンテール千葉を含め6施設、施設附属の宿舎 ついては、地域医療の確保を図る観点も踏まえた まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する 。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡等に 等14物件となり、全物件の売却を完了する目処が立った。 ついては、地域医療の確保を図る観点も踏まえた 厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。 4. 譲渡に当たっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現 厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。 状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序 良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 5. 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への 雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行っている。その結 果、平成21年度における事業継続率は69%、雇用継続率は71%となった。 6. 厚生労働大臣から譲渡対象として選定された社会保険浜松病院については、地元自治体から意見 を聴取するとともに、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した上で譲渡条件を設定し、 一般競争入札により落札者を決定し、地域医療に十分配慮した対応を行った。 (1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 (1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 (1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 (1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たって ① 各施設の状況について把握するとともに、年 ① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるも 【平成21年度の譲渡実績】 (金額単位:百万円) は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物 度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 のとする。 譲渡 の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっ 21 年度 施設数 物件数 構が策定する年度計画において定めること。 ては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建 売却額 落札 決算 落札 決算 売却原価 売却 出資価格 出資 物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、 (落札 ベース) へ゛ース へ゛ース へ゛ーフ 対比額 原価比 対比額 価格比 年度計画において定める。 実績 58 124 108 81,432 +35,990 179.2% $\triangle 164$ 99.8% 65 65 116 116 計画 44.203 計画比 $\triangle 7$ +8 $\triangle 8$ +37,229 【年度別譲渡実績推移】 (落札ベース) 譲渡施設数 譲渡物件数 売却額 17 年度 6,307 81 18 年度 62 28,650 101 19年度 98 45,977 73 87 20 年度 52,054 21 年度 124 81,432 58 【当機構発足以来の譲渡実績】(落札ベース) 譲渡 譲渡 ①売却額 売却原価 売却 出資価格 出資 施設数 物件数 対比額 原価比 対比額 価格比 実績 295 402 214,421 +102,302191.2% +23.828112.5%

②出資価格

201,509

421

19

(1) - (2) = 12,912

譲渡

対象施設

未売却

施設数

(注)301

6

評価シート (5)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成 2	1年度の業務の実績	
			(注) 当初譲渡又は廃止の対象とされた施設は30 会保険浜松病院が譲渡の対象として選定された。 一体で譲渡することとなり譲渡対象施設から削防 月に終身利用型老人ホーム(厚生年金サンテール 譲渡する対象施設数は301 施設となった。	また、保養ホーム3施設については連携し されたため、対象施設数は300施設となった。	ている厚生年金病院と た。更に、平成22年1
			【特別会計の清算】 清算済み:104特別会計・・・・8,057百万 今後清算予定:14特別会計 【公益法人の解散】 解散済み及び解散予定:44法人 非解散:50法人	万円を収受	
			【ご参考】未売却施設数(平成22年7月8	日現在):3 施設(施設附属の宿舎等)	は全物件売却完了)
また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。	③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。	官報で公告する。なお、公告時期については、委	② 譲渡する施設の施設名・入札場所及び している。また、公告時期については 議、売却スケジュールを策定し、事業 を図るべく、早めの落札者名の公表、 を実施した。	、事前に委託先公益法人と発表時期・ 継続の施設については円滑な営業の継続	営業停止時期等を協 売、事業主体の移行
(2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を 行う観点から、一般競争入札とすること。	(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡 を行う観点から、一般競争入札とする。	(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡 を行う観点から、一般競争入札とする。	(2) 契約方法 ① 平成 21 年度売却物件は、公正で適正な 一般競争入札により対応した。	≩譲渡を行う観点から、収用に応じた下	記施設を除き、全て
ただし、借地上にある施設について土地所有者が 建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲	② ただし、借地上にある施設について土地所有 者が建物の購入を希望する場合は、随意契約によ	者が建物の購入を希望する場合は、随意契約によ	施設名 九州厚生年金会館	譲渡先 北九州市	
渡すること。	り譲渡する。	り譲渡する。	広島厚生年金会館 さがみの	広島市 相模原市及び相模原市土地開発公社	
			東京厚生年金病院(敷地の一部) ② 平成 21 年度売却の借地上の建物(一般競争入札により対応した。	東京都 くまのじ)については、土地所有者の	」 購入希望は無く、
(3)譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間 施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件と すること。なお、施設の機能廃止が適当とされた 施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設(社会保険診療 所、健康管理センター及び保養ホーム) ② 入居者に配慮すべき施設(終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム) ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの	(3)譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間 施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件と する。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設 については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設(社会保険診療 所、健康管理センター及び保養ホーム) ② 入居者に配慮すべき施設(終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム) ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからそ の中心的な機能を維持することが必要な施設であ って、別表に掲げるもの	る。なお、保養ホームについては、厚生労働大臣の指示により、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設(社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム)	(3) 譲渡条件機能維持条件付の施設について、次のとま・機能維持条件付の施設について、次のとま・機能維持のため健康管理センターについを条件とした。 ・ 老人ホームについては現行機能の5年付加した。 ・ 平成22年1月に出資された終身利用型: 札者が、現在の施設運営者である(財)の地位を承継することにより、入居者年間維持することを主な譲渡条件とし・平成21年度には、健康管理センター15ぎが円滑に行われるよう買受人との認識条件を付して売却した施設につい等からのクレーム等もなく、譲渡条件	いては、引渡し後5年間現行の健康診査 間維持に加え、引渡時の入居条件を1年 老人ホーム(厚生年金サンテール千葉 厚生年金事業振興団が入居者と締結し の施設の終身利用権を担保するととも て入札を実施する予定。 施設、老人ホーム4施設の譲渡を行った 別整に努めた。 いては、年度ベースで履行状況調査を行	E間維持する条件を :) については、落 でいる入居契約上 らに、料金水準を1 こ。また、その引継
(4)譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最 小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づ き、適正な価格の設定に努めること。	(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最 小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づ き、適正な価格の設定に努める。		(4)譲渡価格 ・ 平成18年度から引き続き最低売却価格 難と考えられるものに対し、入札参加 札価格に反映させることを意図して行 ・ 最低売却価格については、不動産鑑定 した市場動向を反映させて決定してい ・ 理事長が全ての譲渡施設を実地調査し	者に価格の目安を示すと同時に、機構っているものである。 評価の手法に基づき、機構のマーケラ る。	さイングにより把握

評価シー	1	(5)	١
当当用ンー		ln.)

中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
(5)譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払(施設の引渡しの日)とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は 、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。	(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの 日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は 、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。	(5) 譲渡の対価の支払方法 地方公共団体に譲渡した2施設(広島厚生年金会館・サンヒル柏原)については支払方法の弾力化を認めたが、それ以外の施設については、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行った。
(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居 者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を 行う。	(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居 者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を 行う。	(6) 老人ホーム入居者への配慮 前掲(3)譲渡条件参照
(7)委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、季託生の大法人等が行う公業員の支票活動	(7)委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、季託生公共は人気が行う従業員の表	(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 平成21年度迄の事業と雇用の継続状況は下表の通り。 事業継続状況 施設数 比 年度毎の推移 単年度 通期 譲渡時に事業を行っていた施設 256 100% 平成18年度迄 78% 継続 189 74% 平成19年度迄 70% 73% 非継続=一部受皿有 20 8% 平成20年度迄 80% 75%
の支援が適切に行われるよう配慮する。	職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。	非継続 47 18% 平成21年度迄 69% 74% 廃止済 39
		雇用継続状況 施設数 比 年度毎の推移 単年度 通期 譲渡時に従業員がいた施設 256 平成18年度迄 67% 雇用交渉が完了した施設 244 100% 平成19年度迄 75% 73% 一部採用 41 17% 平成20年度迄 75% 73% 平成21年度迄 71% 73% 平成21年度迄 71% 73% (一部採用を含む)
(8) 地方公共団体との相談	(8) 地方公共団体との相談	廃止済 ・ 当機構としては、極力雇用が継続されるために事業継続を指向したマーケティングを行っており、平成21年度においては、譲渡時に事業を行っていた施設のうち69%(通期74%)の施設において事業が継続されている。事業継続となった施設については買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を行い雇用への配慮を強く依頼している。その結果、平成21年度においては、譲渡時に従業員がいた施設で雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め71%(通期73%)の施設において雇用が継続された。 ・ 平成21年度も、施設の譲渡に伴い、厚生労働省職業安定局への情報提供を行っている。 (8)地方公共団体との相談
施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	・ 現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続となった場合の固定資産税の
	(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払(施設の引渡しの日)とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 (6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。 (7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に関する庁報を厚生労働することにより、委託先公公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 (8) 地方公共団体との相談施設を援が適切に行われるよう配慮する。	(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払(施設 の引渡しの日)とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 (6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。 (7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設 の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業 定定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 (8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働者職会支援の定義を選及は廃止に当たっては、当該施設 の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働者職会支援の意識とは廃止で出する情報を厚生労働者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。 また、施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働者職会支援の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働者職会支援の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働者を製安に局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 (8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情

が判明。地元自治体と許可取得までのスケジュールを調整し、当機構存続期間内での許可取得・所

有権移転の目処をつけるとともに、買受検討者へも必要な情報を開示した。

評価シート(5)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
			 譲渡条件の決定に際しては、静岡県・浜松市より意見を求め、当機構において原案を作成し、地元 有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した。 以上の検討結果を踏まえ、平成21年10月に一般競争入札を実施したところ、地元の医療法人が落 札した。落札者は、平成22年4月1日より現病院において健康管理センター業務を開始しており、 再雇用を希望した職員36名の内27名が採用された。なお、現在落札者は地元自治体と協議しつつ 開発許可等の取得手続を行っており、概ね当初想定したスケジュール通りに進行中。

評価の視点等	自己評価	S		評定	S	
平価項目 5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】			」 行った結果、平成 21 年度の	【委員会としての評定理由]	
	価格に対しても△2億	売却額は 814 億円となり、売却原価に対し+359 億円(179.2%)を確保し、出資 価格に対しても△2 億円(99.8%)に留めた。		リーマンショック以降不	動産市況が低迷する中にあ	っって、H21 年度についても
		ュリ来の売却額合計は 2,144 億 総額 2,015 億円を+129 億円_		価比で約 1.8 倍を確保する	とともに、出資価格を上回]る売却額を確保し、かつ、
		と 会子する目処が立った。	- 四分元が領を作みること	件がある中これへの解消を	図りながら計画的に全件売	芸却の目途を立て確実に売却
値目標】				しており、大いに評価でき	る。また、施設の譲渡に伴	4って44の公益法人が解散
金福祉施設等の譲渡に当たっては、総額で売却原価比 100%以上の価格で譲渡。	平成 21 年度の売却額は落札ベースで 814 億円であり、売却原価対比+359 億円 (179.2%)である。その結果、当機構発足以来の売却額合計は 2,144 億円となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。		予定となっていることは特	筆すべき評価に値するもの	と言える。	
	施設売却完了を待たずに出 	は 質価格総額を上回る売却額	を確保した。	【各委員の評定理由】		
				・平成21年度についても	、売却原価比で約1.8倍	fを確保しており、ひきつづ
価の視点】 金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状	実績:○			 となっており、高く評価	できる実績をあげた。参加	1社の開発による競争状況の
勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。		は計画値を372億円上回り、売		円 適用途の考慮のほか、上記地方公共団体からの支援策のとりつけなど、譲渡に向		
		対比では△2億円、99.8%の9 億円であり、売却原価対比+		 合的・積極的な取組みは	他の範となるものであり、	今後、他の類似の団体にお
	価格対比+238億円、112.5%となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。 ・ 平成21年度末までに295施設を譲渡し、未売却物件は、平成22年1月追加出資		考とすべき好例と言える。			
			┃ ┃・計画目標を上まわる実績			
	の厚生年金サンテール	√千葉を含め6施設、施設附属		・事業維持、雇用継続を達	成させながら、全施設を売	記却し、かつ、出資価格を上
	物件の売却を完了する	5目処が立った。		 額を確保した。譲渡を困	難なものとさせる要因の解	『消を図りながら譲渡手続き
金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通	 実績:○			れた。		
施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	立とのたち コを体を	. 地土八共国化の土極時から	よ炊きをストーの方はの方(・5年間で全施設売却を達	成した平成 21 年度について	ても、大規模施設を含め売却
		地方公共団体の支援取り付い、マーケティングを強化し、		旦の同上	も言える実績を残したと言	
	を最小限に留めた施設譲渡	を実現している。		 た、公益法人の廃止にも	つながっていることも併せ	て評価できる。
金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であった				- リーマンショック以降の	経済環境にあって、全件売	記却の目途を立て、かつ、確
(後掲)	(佐乳物油巾ま)、マダカリ	△較は、「第3 予算、収支計	東東バ次人計画」の 自己部	益を計上できている。売	却に際して地方自治体へ <i>σ</i>	説明、実地調査、最低落札
	(旭叔譲渡収入と丁昇の氏 価の部分参照)	「敗は、「弗る 了昇、収又前	一世及の賃金計画」の目に評	等事業の継続への努力も	着実になされているなど様	長々な工夫がなされている。
				象である浜松病院の譲渡	の目途も立てた。	
事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及	 実績:○		-	 ・全ての物件について売却	及び売却予定という実績は	は、五カ年計画後半の経済情
物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。				 すれば高く評価できる。	また売却に伴って関連する	44 の公益法人が解散又は解
		る平成22年度においては、未 成22年7月末までに入札を完		あることも高い評価に値	する。	

評価の視点等	自己評価	_		評定	_	
○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。 公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用 への配慮が十分であったか。	実績:○ 譲渡する施設の施設名・入札日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示している。 また、譲渡する施設については、公告日、入札日、営業停止日、引渡し日等のスケジュールを委託先公益法人と調整の上、円滑な営業引継ができるようなスケジュールを策定した。施設の営業停止から引渡しまで4週間程度の時間を確保し清算業務に支障を来たすことのないよう配慮を行うとともに、落札者決定から引き渡しまでの間に雇用に係る面談が行えるように契約後、早期に事業引継に関する買受者と委託先公益法人と協議の場を設けた。なお、特別会計の清算等に伴い、81億円の清算剰余金を確保している。		HT /L			
○施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。		まにおいては、地方公共団体 うられた手続きに則り、収用 、札により適切に行った。				
○入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	不落・不成立となったた 13施設が落札となった。例	施設については、過年度分11 桟る不落・不成立施設につい マーケティング活動を強化し	ては、平成22年7月末までに			
○一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件 により譲渡を行ったか。	平成21年度においては、 設のうち健康管理センター 付して入札を行った。 また、平成22年1月に出 千葉)については、落札ま の施設の終身利用権を担 定。	一定期間施設の中心的な機-1施設、老人ホーム4施設に 予された終身利用型老人ホ 者が入居契約上の地位を承続保することを主な譲渡条件	ついてそれぞれ譲渡条件を ーム (厚生年金サンテール 迷することにより、入居者 として入札を実施する予			
○譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準(一定期間の目途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等)は妥当であったか。	譲渡条件を付して入札 参加者により落札され 断基準は妥当なもので譲渡条件を付して売:	Lを実施した施設については 1円滑な事業継続が図られて ごあったと判断している。 却した施設については、年」 等からのクレーム等もなく、	おり、譲渡条件及びその判 をベースで履行状況調査を			
○施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	ている。 ・ 最低売却価格につい	続き最低売却価格の全件開 では不動産鑑定評価の手法(た市場動向を反映するとと	こ基づき機構のマーケテ			
○施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払(施設の引渡しの日)であったか。	地方公共団体に譲渡し	た広島厚生年金会館及びサ が、それ以外の施設につい 負した。				

評価の視点等	自己評価	_		評定	_
○施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績:○	l			
	支払方法の弾力化を認る において未収金はない。	めた広島市及び柏原市を除る	た、施設譲渡の対価の支払い		
○老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされ たか。	実績:○				
	て譲渡を行った。 ・ 平成22年1月に出資さ 葉)については、落 契約上の地位を継承で	し、引渡時の入居条件を1年 された終身利用型老人ホース 札者が、施設運営者である することにより、入居者の施 件としている。(詳細は評価	、(厚生年金サンテール千 厚生年金事業振興団の入居 設の終身利用権を担保す		
○施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を 依頼したか。	実績:○		•		
水和 したい。	者に対しては、事前に委 また、落札者が事業継続 始し、従業員の再雇用に同	おいて、事業継続を行うこる 託先公益法人等の従業員の 売を予定している場合には、 向けた面接の機会等を設定で 余き雇用の確保が概ね実現	再雇用を依頼した。 原則契約時から折衝を開 けることに注力し、施設再		
	実績:○				
働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	施設の廃止に伴って、厚 提供を行った。	「生労働省職業安定局を通じ	て公共職業安定所等へ情報		
○上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされた か。	実績:○				
<i>M</i> -0		₹21年度においては、譲渡時(ぶ終わった施設のうち一部採) ぶれた。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に 適切に相談を行ったか。	実績:○				
<u>週9分で1日的</u> でで11つ7この。	もに支援策等を要請 はこれまでに53施 ・ 固定資産税減免等の	ては全ての地方公共団体に し、固定資産税減免等支援負 設に上った。 支援策を得た53施設の内4 た用途となっている。	き実施の表明があった施設		
○また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	実績:○				
	上記の結果については、 することにより買受希望	物件概要書に地方公共団体 者に情報提供を行った。	の支援等に係る情報を開示		
○厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績:○				
TO A C C TO ST ST TO POINT C CAR STICKED C TO STICKED C T	ケティング結果に基づき売であり、民間事業者への所発許可の同時取得が必要で地元自治体より意見を求め。その結果、地元の医療法	指示があった社会保険浜松外がカスキームを構築。移転用は 有権移転にあたっては、農場があることへも対処。また、 があることへも対処。また、 があることへも対処。また、 が、地元有識者で構成される は、現在譲渡条件に が落札し、現在譲渡条件に を確保される等、地域医療が持った。	他が市街化調整区域の農地 地転用許可と病院建設の開 譲渡条件の決定に際しては 譲渡検討委員会に諮問した こ基づき健康管理センター		

評価シート(6)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全
(1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡 を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。	(1)運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡 を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。	(1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡 を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。	従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性 情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、 各種の対策を幅広く実施している。
また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。	また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	 (1)運営に当たっての基本方針 ・各施設より毎年度の実績報告を徴求し、それに基づき民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定している。それにより、事業価値の向上に向けた自助努力を促すとともにフォローを行っている。 ・不動産としての価値向上及び譲渡環境整備のため不動産関係の支障の解消を行っている。(前掲「第1 2 業務管理の充実」の項参照) ・社会保険病院等については、承認基準を策定の上、委託契約先負担による施設整備を実施した。また、委託契約先より提出された整備計画を分析したところ、財務状況等により一部の病院において必要な機能維持整備が実施されていないことが判明。平成14年度以降保険料財源による整備が行われておらず、地域の医療体制が損なわれる懸念があることから、アドバイザー意見も参考にした上で当機構負担による必要最小限の施設整備を実施することとした。
(2)施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。	(2)施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。	な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合に	(2) 施設の管理 ① 施設機能の維持管理のための整備については、当機構の承認に基づき、委託契約先の負担において実施。承認件数:30件(うち病院等分21件)金額:91.3億円(うち病院等分90.8億円) ② 当機構負担による施設の整備については、基本的に緊急災害等による被害、利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるものなど必要最小限の整備に限って実施。整備件数:85件(うち病院等分11件)金額:2.4億円(うち病院等分4百万円) ③ 国から出資を受けた物品については、廃棄や管理換につき、当機構の承認を経る取扱いとし、施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。廃棄件数:888件(うち病院等分688件)管理換件数:76件(うち53件を病院等へ共用)
			④ 上記①の委託契約先負担による整備内容を分析したところ、財務 状況等により一部の病院において必要な機能維持整備が実施さ れていないことが判明したことから、上記②に加え、財務内容と 建物の老朽度に基づき16病院を選定し、アドバイザー意見も参考 にした上で、当機構負担による必要最小限の施設整備を実施する こととし、現在工事を実施中。(工事経費として平成22年度予算 に40億円を計上)
(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。	(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し 、経営を継続することが不適切と認められる施設については 、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまで の間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	(3) 運営の停止等 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成21 年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止(運営委託契約の解除) した。なお、入札が不調に終わり事業が停止された施設については次 回の入札までの間、施設の資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を 目的として、民間事業者に管理を委託した。
			管理委託施設: 国民年金健康保養センター阿多多羅 ペアーレ札幌

評価の視点等	自己評価	S		評定	A		
【評価項目6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】		おいては行われていない経 能の改善、廃止施設の維持		【委員会としての評定理由】 アドバイザーを活用した各社会保険病院の老朽度などの状況を適切に把握し、必要最小 限の整備を行い、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実に向けた対応を			
【数値目標】				進めており、高く評価でき		a Allanda Alla	
【評価の視点】 〇年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	び経営改善後の期待キ 自助努力を促すととも	を実績の報告を基に民間べ ・ヤッシュフローを策定し、 ・にフォローを行っている。 を解消し資産価値の向上に	事業価値向上に向け施設に	【各委員の評定理由】 ・社会保険病院の老朽度に 応を進めている。 ・運営保全も良く行われて	応じた必要最小限の整備など地 いる。	域医療の充実に向けた着実な対	
○施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績:○ 業務の実績に記載のとおり	、緊急対応を行うとともに関	主整備を適切に行わせた。	 ・劣悪な状態にある病院の施設の整備を行うなど必要な対応が行われている。 ・施設の管理等については適切に行っている。 ・病院の価値、機能保全がしっかり行われている。 ・病院などのメンテナンスや機能強化のためのコンサルティングなどは売却物件の価値向上に繋がる対応として評価する。 			
○経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績:○ 経営を継続することが不 画に織り込み、順次、運営	適切と認められる施設につい を停止(運営委託契約の解除					
○運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績:○ 入札が不調に終わり事業 設の資産価値の保全あるい管理を委託した。	が停止された施設について は施設の劣化防止を目的と					
○社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案 し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最小限の措置を講じたか。	実績:○ 委託契約先負担による鬼機能維持整備が実施されて 老朽度に基づき16病院を 構負担による必要最小限の	と選定し、アドバイザーの意	こから、財務内容と建物の 気見も参考にした上で当機				

評価シート (7)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績			
買受需要の把握及び開拓	3 買受需要の把握及び開拓	5 買受需要の把握及び開拓	5 買受需要の把握及び開拓			
譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。	業等から広範に情報収集を行う。 業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。 東西は11年度においては、歳しい経済環境の下、極めて厳勝強化の経過の評価について値別収集を行う。 東西は12年度は20年度は6 施設の用途に応じ単に買受者を開拓するのみな営者も開拓し、買受者に紹介する等の取組みを行った結婚施設・124物件を譲渡した。また、平均人札参加者数は3.6改善し、成約率についても全入札件数 129 件のうち落札件年度比 2%改善し 90%を確保した。平成 22 年度は6 施設を残すのみとなり、全物件売却の目が困難な地方・赤字の施設から売却に着手した当機構の方が困難な地方・赤字の施設から売却に着手した当機構の方が困難な地方・赤字の施設から売却に着手した当機構の方の把握、各地方公共団体への支援策の依頼、雇用継続これらに関し一定の目処がついた時点で人札公告を行、委託業者とともに幅広いマーケティングを実施し、著び雇用の継続状況の確認及び利用状況の把握を行っていて、第一般の維続状況の確認及び利用状況の把握を行っていて、第一般の推議を構造しては、銀行、地元有力企業、地方2先情報等を幅広く活用している。 「3)平成20年後半から続く厳しい経済環境の下、引き続いてリバーの入札参加は低調であったが、平均入札ののの平成21年度は90%を確保した。これは、全てののの平成21年度は90%を確保した。これは、全てののの平成21年度は90%を確保した。これは、全てののの平成21年度は90%を確保した。これは、全てののの平成21年度は90%を確保した。これは、全てののの平成21年度は90%を確保した。これは、全てののの平成21年度は90%を確保した。これは、全ての					
		成約率の推移	渡する方針とし、地元自治体との連携を密にし、現況の建物を利用するエンドユーザーの開発に一層努めたこと、また、想定以上に売却が困難な施設が出てきたことから、単に購入者を開拓するのみならず譲渡後の施設運営者も同時に開拓し買受者に紹介する等の取組みを行い、マーケティング活動に注力した結果である。 (4) 平成21年度までに売却した施設数は295となり、平成22年度は6施設を残すのみとなり、全物件売却の目処が立った。売却が困難な地方・赤字の施設から売却に着手した当機構の方針は適切であった。 (5) 平成20年度において譲渡方針を定めたホール付大型厚生年金会館(7施設)の平成21年度における落札結果は下表の通り。 応設名 落札者 用途等 ホール機能維持 広島厚生年金会館 地元自治体 広島市文化交流会館 へ			

評価シート (7)

評価の視点等	自己評価	S		評定	S	
【評価項目 7 買受需要の把握及び開拓】		中、全ての施設について個別の発掘に努め、高い成約率を		る工夫、努力を最大限行っ 把握と開拓が十分かつ適切	実に行い、施設毎に市場実育 てきている。当初の譲渡計 に行われたこと、売却困難 からも適切であり、理事長の	態を把握しつつ、入札者の増加を図 画達成の目途がついた現状は需要の な地方や赤字の施設から着手した方 の采配をはじめとした組織の総合力
【数值目標】	実績:○			立目的の達成に向けて大 針は、市況判断からも適	きく前進させた。売却困難/ 切であり、大いに評価できる	物件売却の目処を立て、当法人の設 な地方・赤字の施設から着手した方 る。
【評価の視点】 ○譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。	めた。 ・ 地元自治体との連携をに一層努めたこと、ま、単に購入者を開拓す受者に紹介する等の取約率は前年度比2%改善・ 平成20年度に引き続きホール付大型厚生年金協議を実施し、それそ	別に譲渡する方針とし、幅点 密にし、現況の建物を利用すた、想定以上に売却が困難だるのみならず民営化後の施設 組みを行い、マーケティングをし90%を確保した。 底用・公共性等の観点か会館について、地元自治体で れの厚生年金会館が地域にはく円滑に譲渡を終えた。	するエンドユーザーの開発 な施設が出てきたことから 设運営者も同時に開拓し買 が活動に注力した結果、成 ら慎重な対応が求められる 等と譲渡に向けた具体的な	り、買受需要を開拓する ・施設毎に市場実質を把握 る。 ・自らマーケティングを着望 全件売却の目途を立てた	で、昨年度を上回る入札の別ための工夫がされている。 しつつ、入札者の増加を図れている。 実に行ってきており、売却へことは高く評価できる。 渡計画達成の目途がついた	成約率、入札参加数を達成されておる努力を最大限行っており評価でき への工夫が図られている。この結果、 見状は需要の把握と開拓が十分かつ
○買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた 事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。		策定し、事業価値の引上げに グ資料により情報提供を行っ を得ている。				

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
4 情報の提供 (1)機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する 情報を積極的に提供すること。	4 情報の提供 (1)機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する 法律(平成13年法律第140号)第22条の規定 により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報を ホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に 関する情報	6 情報の提供 (1)機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成20年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め	6 情報の提供 機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 平成 18 年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は全件開示することとしているほか、平成 21 年度においては、ホームページの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。 (1)機構の運営状況に関する情報提供ホームページに、以下の情報を掲載し継続的に情報提供を行った。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成 2 0 年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め ⑥ 毎月の契約締結状況 ⑦ 四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシー代の支出		
(2)譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。	(2)譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 (3)年金福祉施設等の運営に関する情報提供	(2)譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 (3)年金福祉施設等の運営に関する情報提供			
施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を 積極的に提供すること。	施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ 等により広く国民に周知する。	施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。	情報公開を実施している。 機構ホームページへのアクセス状況は下記のとおりであり、適切な情報開示を行っている。		
			期 自 至 月数 訪問者 ページ ヒット数		
			18/上 18/6/1 18/9/30 4 21,634 230,401 901,228		
			18/下 18/10/1 19/3/31 6 28,842 298,657 1,215,911		
			19/上 19/4/1 19/9/30 6 38,960 377,283 1,482,301		
			19/下 19/10/1 20/3/31 6 37,065 384,660 1,500,645		
			20/上 20/4/1 20/9/30 6 42,158 398,933 1,724,214		
			20/下 20/10/1 21/3/31 6 38,814 286,851 1,617,283		
			21/上 21/4/1 21/9/30 6 41,329 249,270 1,670,521		
			21/下 21/10/1 22/3/31 6 44,825 216,308 1,319,229		
			※ 全ての計数は、月平均 訪問者:訪問者数(同一ユーザーが30分以内に再訪問しても、同一カウント) ページ:閲覧ページ数 ヒット数:一つのページに複数のファイルが含まれているとき、(例えば画像やjavascript等 、それらをそれぞれ別カウント		

評価の視点等	自己評価	A		評定	A	
【評価項目8 情報の提供】	機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 平成 18 年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移 転登記後は全件開示することとしているほか、平成 21 年度においては、ホームペ ージの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。		【委員会としての評定理由】 透明性確保に努め、ホームページの改定など利用者の利便性の向上を図るとともに、適な情報開示を引き続き行っている点は高く評価できる			
【数値目標】 ○譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報	・ 入札に係る情報を官報 報提供や新聞広告を実 ・ 平成 18 年度より継続	かためホームページの改定を含い、ホームページに掲出する。 を施した。 して最低売却価格を開示し、 でることとするなど情報開示	まか、地方紙連合会への情 法人落札者名について所有	【各委員の評定理由】 ・透明性確保に努め、ホームできる。 ・ホームページの活用等も努・ホームページの改定も譲渡・適切かつ充分に行っている・情報開示が引き続き図られ・買受業者等への透明性に暫	が果良い。 度を進める上で貢献したもの 5。 いている。	

評価シート (9)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込ん	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執
だ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	1 予算 別紙1のとおり	1 予算 別紙1のとおり	行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。
	2 収支計画 別紙2のとおり	2 収支計画 別紙2のとおり	
	3 資金計画 別紙3のとおり	3 資金計画 別紙3のとおり	第4 短期借入金の限度額
	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,944百万円	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,944百万円	平成21年度は短期借入を行っていない。
	2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応	2 想定される理由 機構の運営経費等への対応	
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。	は、その計画	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その 計画 該当なし。
	第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第6 剰余金の使途 平成21年度における剰余金(収入-支出)の使途は、来年 度の運営経費及び国庫納付金である。

評価の視点等	自己評価	S		評定	S		
【評価項目9 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】	施設譲渡により生じた収入が、予算 442 億円に対して実績 514 億円で予算対比 +72 億円と大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は 263 億円と予算を 588 億円上回った。						
				【各委員の評定理由】			
【数値目標】				・施設譲渡収入が予算対比	∠+72億円、ならびに経費	節減に努め、総利益263億を計上	
				することができた点高く	評価できる。		
【評価の視点】	実績:○			・予算を大きく上まわる実	種をあげている。		
○経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。	沖管報告における収益の	郊は予質比+103 倍円の 55	59.倍田 - 豊田の部は予質比へ	・売却収入の増大、経費節減により総利益の拡大が図られた。			
	決算報告における収益の部は予算比+193 億円の 559 億円、費用の部は予算比△ 486 億円の 295 億円となった。その結果、総利益は 263 億円となり、予算比+588 億円となった。						
				った。売却額アップと経	登費削減の成果が出ている。		
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であった か。	実績:○			・予算を大幅に上回る収支	E実績はS評価に値する。		
	施設譲渡により生じた4 +72 億円である。	又入は、予算 442 億円に対	して実績 514 億円で予算対比				

評価の視点等	自己評価	_		評定	_	
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。		≳計画の各費目に関する差異∵おり、特段問題はない。	の主な発生理由は、決算報			•
○短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。○借入金の償還は、適切に行ったか。	実績:○ 平成21年度において短期(告入金は生じていない。				
○剰余金の使途は適切に処理されたか。		は、翌年度の機構の運営経費 国庫納付金として納付する。				

評価シート(10)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
			譲渡専門職の処遇に成果主義を徹底。
1 人事に関する計画 (1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を 実施すること。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、 中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数 の抑制を図ること。	1 人事に関する計画 (1)方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を 実施する。 (2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、 中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数 の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)	1 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を 実施する。	1. 人事に関する計画 (1) 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。 (2) 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。
	2 施設及び設備に関する計画 該当なし	2 施設及び設備に関する計画 該当なし	2. 施設及び設備に関する計画 該当なし

The last table							
評価の視点等	自己評価	A		評定	A		
【評価項目10 人事に関する計画】	譲渡専門職員の処遇に成果主義を徹底している。			【委員会としての評定理由】			
				効率的な体制の確立に努め、人員の削減を図るとともに、成果主義の導入など職 員のインセンティブ向上を図っている点は高く評価できる。			
【数值目標】	【数値目標】						
				【各委員の評定理由】			
【評価の視点】	実績:○			・専門性の高い職員の勤務成績を考慮した適切な人事評価を行うととも、業務体制			
○勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。				の見直しにより効率的な体制を確立し、大幅な人員削減を図った。			
	職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。			・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	 実績:○			-			
体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	大順. 〇			・適切に行っている。			
	社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。			・拘束の多い人件費にも拘らず、計画達成のための成果主義の徹底実施は評価でき			
				る。			
○国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公	実績:○						
募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 (委員長通知別添一⑤)	該当なし						
SUCTION OF CARAMINIM OF	(別添資料項目3の2の④)参照)					
 ○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 (委	 実績:○						
員長通知別添一⑥)	夫領: ○						
	000 000 000 000 000 000 000 000 000 0)参照)					

評価シート (11)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21	年度の業務の実績
2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。	3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1)国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。	3 国庫納付金に関する事項 国庫納付金については、決算時に額の確定を行い、来年度に おいて、決算結了後できるだけ速やかに納付する。	に対し486億円の納付と 納付を完了した。(平原 平成21年度に係る国属 月末まで)の状況を踏る	車納付金については、予算436億円 し、決算結了後速やかに国庫への 成21年9月24日納付) 車納付金については、22年度収入(5 まえ、次のとおり国庫納付額を確定 日(73%)増)、決算結了後速やかに納
			勘定	(百万円) 平成21年度に係る 国庫納付金額
			厚生年金勘定	68, 690
			国民年金勘定	14, 590
			健康保険勘定	5, 898
			合 計	89, 178

評価の視点等	自己評価	A		評定	A	
【評価項目11 国庫納付金に関する事項】	国庫納付金については、 後速やかに納付した。	庫納付金については、予算比+50 億円の 486 億円の納付を確定し、決算結了 やかに納付した。		【委員会としての評定理由】 売却収入の増加、経費節減により予算額比100%を大幅に上回る国庫納付確定し、法令に基づき適切に納付していることは、評価できる。		
【数値目標】 ○予算額比 100%以上の国庫納付金を納付する。	平成 20 年度に係る国庫納付 を納付した。	寸金については、予算額(4	36 億円)比 111%の 486 億円	【各委員の評定理由】・予算比+50億円の48・法に基づいて適切に行な:	6 億円の納付を確定し、約 われている。	内付している。
【評価の視点】 ○国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算結了後できるだけ速やかに納付することができたか。	を完了した。 (平成2 ・ 平成21年度に係る国庫 い、決算結了後速やか	1年9月24日納付) Ξ納付金については、法令に かに納付することとしている 【入(5月末まで)の状況を[了後速やかに国庫への納付 基づき適切に額の確定を行 。なお、国庫納付金の算定 沓まえ、22年度予算比376億	納付されている。金額とい	いう視点で評価すれば、S 見点で評価するならば、法 。 を速かに実施している。 る。	を大幅に上回る国庫納付金が 評価に値するものと判断でき :人の自己評価通りA評価と判

評価シート(12)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者から なる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項 当委員会には当機構において提起された諸問題を都度 諮問しており、活発な議論が行われている。
			・ 譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に1回の開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。平成21年度は、21年6・10、22年2月の計3回開催した。 ・ 委員会においては、下記事項等について審議し、活発な議論が行われた。諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。 【主な審議事項】 ・ 平成21年度の譲渡実績と年度計画の達成状況について・収用に応じる場合の補償額決定プロセスの妥当性について・社会保険病院等の譲渡スキームについて・社会保険病院等の譲渡スキームについて・社会保険兵松病院の入札状況について・機構の負担による社会保険病院及び厚生年金病院の施設整備について 等

評価の視点等	自己評価	A		評定	A	
【評価項目12 外部の有識者からなる機関に関する事項】	機構の業務に反映しており、同機関は有効に機能している。			ま】 ・諮問委員会における議論や意 きさせていることは評価できる	= = 1,,,,,,	
				【各委員の評定理由】 ・外部有識者を委員とした	- 諮問委員会を有効に活用して	いる。
【数值目標】				外部委員会も効果的に値	かいている。	
【評価の視点】 ○各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その 意見を聴いたか。	平成 20 年度に引き続き	学識経験者等の外部有識者を) 月、22 年 2 月の計 3 回開催		・適宜適切に活用している ・外部諮問委員会の活用が		;
○外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	理に関することについても	は、譲渡業務のみならず、社 う諮問を行い、活発な議論が う議論の中で提出された意見	行われ、極めて有効に機能	・傾憾的な伯州により未分	が というがい 一部 子 し しいいかん	《化計圖。

評価シート (13)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保	(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個 人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の	5 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人	5. 保有する個人情報の保護に関する事項
有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。		情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適 切な管理に努める。	個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。
			 ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点等	自己評価	A		評定	A
【評価項目13 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】	保有する個人情報の保言 理を行っている。個人情報		法務文書課を設置し適切な管 問題は現状起きていない。	保護・管理を行っているも	- 題も特に起きておらず、法務文書課を中心とする適切な
【評価の視点】 ○保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	設置し、適切な管理(・ 新規採用職員に対し、 行うとともに、当該対	こ努めている。 保有する個人情報の保護 現程に基づき、より一層の	、平成19年度に法務文書課を に関する規程等の職員研修を 保有個人情報の適切な管理を 省の研修会に参加する等、知	・保護に関する問題も起き	適切に対応がなされている。

評価シート (14)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
5 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	(4)終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	6 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	 出資時点の入居者が将来にわたって生活を行うことに配慮するため、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施し、不動産調査結果に基づき不動産支障解消を委託先である厚生年金事業振興団に指示済み。 入居者の終身利用権を保護するため、以下の譲渡条件を付して譲渡を行うこととし、入居者への説明会を開催。 ① 入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者が承継すること。 ② 管理費等の水準を1年間維持すること。 ③ 未償却の入居一時金を、入居者への返還義務を付して継承すること。 ・ 入札参加資格については、介護付き有料老人ホーム等を現在運営している法人に限定した。 ・ 現在、入札公告中であり、平成22年7月22日に入札実施予定。

評価の視点等	自己評価	S		評定	S	
【評価項目14 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】				生活することを配慮するなー時金への対応や税制面で	・ もに他の譲渡物件と相違し どの特殊性や難度の高い物 の工夫など、これまでの譲 ではの対応力が現れた好例	一て、利用者が生涯にわたって の件であるが、利用料金、入居 渡実績や経験、ノウハウがフ であろう。結果、譲渡の目途
【数値目標】	【数値目標】					こわたって利用できるように の保全などきめ細かい対応を
【評価の視点】 ○終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	争にてアドバイザーを入居者の終身利用権を	選定し、不動産調査及び 保護することを目的に、	ことに配慮するため、企画競 事業調査を実施。 入居者が現在の委託先と締結 ること等を譲渡条件とし、現	行い、参加資格者を厳選しどRFOの持つ対応力が・突然の新しい出資にも良・新たに追加された譲渡物・難しい案件で望まれる条・急な出資であり、かつ、黄たことは成果として非常	して有効裡に譲渡できた。。発揮できた好例である。 く対応している。 件についても適切な対応が 件を実現すべく適切なスキ 進しい条件付の案件にもか に大きい。 美者の責任に十分配慮した。	兇制面での対応のアイデアな